重要事項説明書

―社会福祉法人久遠福祉会　　久遠保育園―

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1　施設運営主体

名　　称	社会福祉法人　久遠福祉会
所　在　地	鹿児島市下荒田二丁目４９番２０号
電　話　番　号	０９９－２５３－３３３８
代表者氏名	理事長　　長江正博

2　利用施設

施　設　の　種　類	保育所
施　設　の　名　称	久遠保育園
施設の所在地	鹿児島市下荒田二丁目４９番２０号
連　絡　先	電話番号　２５３－３３３８ ＦＡＸ　２５３－００９０
メール	runbini@sage.ocn.ne.jp　※久遠・ルンビニ保育園共通となっております。
管　理　者	園長　　長江正博
対　象　児　童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより保育を必要とする小学校就学前児童
利　用　定　員	満3歳以上の児童　（２号認定）　５５人 満１歳以上満３歳未満の児童　（３号認定）　３６人 満１歳未満の児童　（３号認定）　９人
開　設　年　月　日	昭和　２６年　　７月　　２０日

3　施設の目的・運営方針

本園は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

（１）本園は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。

（２）本園は、児童福祉法、子ども子育て支援法（平成２４年度法律第６５号。以下「法」という。）その他の関係法令及び関係条例を遵守して運営する。

（３）本園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

（４）本園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

（５）本園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4　当園における施設・設備等の概要

（1）施設

敷　　地	敷地全体	１１７３，５４㎡
	園　　庭	３１６，３２㎡
園　　舎	構　　造	鉄筋コンクリート造
	延べ面積	５７５，９０㎡

（2）主な設備

本　　館	部屋数	備　　考
乳児室　兼 ほふく室	1	もも組　（0歳児クラス）
保育室	4	ばら組　（1歳児クラス） さくら組（2歳児クラス） ゆり組　（3歳児クラス） きく組　（4歳児クラス）
保育室 兼 遊戯室	1	すみれ組（5歳児クラス）
調理室	1	
園長室	1	
事務室	1	
職員室 兼 医務室	1	

5　職員の配置状況

保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとします
尚、職員数は入所児童数等により変動することがある。

（1）　園長　　1名

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

（2）　主任保育士　　1名

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

（3）　保育士　　10名

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

（4）　幼稚園教諭　　2名

保育士のサポートとして、保育に従事する。

（5）　栄養士兼調理員　　3名

利用乳幼児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳以上の幼児食に係る献立を作成する。
作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

（6）　子育て支援員　1名

保育士の助手として、子ども達の身の回りのお世話を手伝う。掃除・おむつ交換等。

（7）　保育補助　　1名

保育士の助手として手伝い、掃除、配膳、下膳、おむつ交換等の業務を行う。

（8）　小児科医師　　1名

利用乳幼児の健康診断を年2回検診しフォローが必要な乳幼児への助言を頂く。

（9）　歯科医　　1名

利用乳幼児の歯科検診を年1回検診しフォローが必要な乳幼児への助言を頂く。

＜各職種の勤務体系＞

※ローテーションにより、勤務日及び勤務時間帯は異なります。

6　保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

7　休園日

年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。
台風・地震などの災害時

8　保育を提供する時間及び利用時間

本園が保育を提供する時間及び保護者が実際に保育を利用する時間は、次のとおりとします。

（1）　保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、７時から１８時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、７時から１８時までの範囲以外の時間帯において、やむおえない理由により保育が必要な場合は、１９時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いただく通常の保育料の他に、別途利用負担が必要となります）。

（2）　保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、８時３０分から１６時３０分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、８時３０分から１６時３０分までの範囲以外の時間帯において、やむおえない理由により保育が必要な場合は、７時から８時３０分まで又は１６時３０分から１９時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。

（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

（求職中・産休明けの育休は短時間となります）

（3）　最終登園時間

保育標準時間認定、保育短時間認定のいずれの認定を受けた場合であっても、最終登園時間は９時２０分となっております。

都合によりやむおえない場合を除き、９時２０分までに登園していただきます。

9　提供する保育等の内容

本園は、保育所保育指針（平成２９年３月３１日厚労告１１７）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

（1）　特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記８に記載する時間において、保育を提供します。

（2）　保育内容

「子どもの限りない可能性を大切に」様々な保育内容を保育所保育指針に基づき計画しております。詳しくは、入園のしおりの週間カリキュラムをご覧ください。

（3）　送迎

保護者の方の送迎になります。

（4）　食事の提供

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
０歳児	９時３０分頃	１１時頃	１５時頃	
１歳児	９時３０分頃	１１時頃	１５時頃	
２歳児	９時３０分頃	１１時頃	１５時頃	
３歳児		１１時３０分頃	１５時頃	
４歳児		１１時３０分頃	１５時頃	
５歳児		１１時３０分頃	１５時頃	

※　献立表は毎月別途お知らせします。

※　食物アレルギー等、体質に合わない食材については栄養士・担任がご相談を受けております。

１０　利用料金

（1）　特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
　　教育・保育給付認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
（2）　保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
　　(1)に掲げる保育料のほか、時間外保育に係る利用者負担費用を本園にお支払いいただきます。お支払方法については、別途お知らせします。
※月極３，５００円、日割３００円、月の途中での解除や月極への変更は出来かねますのでご了承下さい。

１１　利用のはじめに関する事項

鹿児島市保育幼稚園課に申請

１２　利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。
（１）園児が小学校に就学したとき。
（２）２号認定こどもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
（３）３号認定こどもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
（４）その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

１３　嘱託医

本園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

（1）　内科

医療機関の名称	たんぽぽ小児科
担　当　医	山元　公恵
所　在　地	鹿児島市東郡元町５－２１
電　話　番　号	０９９－２０２－００１０

（2）　歯科

医療機関の名称	木村歯科医院
担　当　医	木村　英敏
所　在　地	鹿児島市下荒田二丁目２５－１
電　話　番　号	０９９－２５２－１２２６

１４　緊急時の対応

（１）本園の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じる。
（２）保育の提供により事故が発生した場合は、鹿児島市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
（３）本園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。
（４）園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
（５）本園は、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。

管轄する消防署	中央消防署	０９９－２８５－０１１９
警察署	中央警察署	０９９－２２２－０１１０
交　番	荒田交番	０９９－２５１－４５５４

１５　要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

本　　園 ご利用相談窓口	・受付担当者	主任保育士	福﨑祥子
	・解決責任者	園長	長江正博
	・第三者委員	福祉施設長	山下信照
		税理士	青木一泰
	・ご利用時間	８：００　～　１８：００	
	・電話番号	０９９－２５３－３３３８	
	・ＦＡＸ	０９９－２５３－００９０	
	担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		

１６　非常災害時の対策

（１）本園は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設け、その立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に対する具体的計画を立てる。

（２）本園は、前項の具体的計画の内容について、職員並びに園児及びその保護者に分かりやすく当該特定教育・保育施設内に掲示する。

（３）本園は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に職員に周知する。

（４）本園は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするように努め、当該訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月１回行う。

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	・自動火災報知機　有　・誘導灯　有 ・ガス漏れ報知機　有　・非常警報措置　有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理　有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月１回実施します。
非常災害避難先	＜火事・地震＞　古田ヶ浜公園 ＜津波・桜島爆発＞グランデージ下荒田又はデイサービスオアシスケア天保山 ＜風水害＞　園舎２階リズム室・乳児室

１７　利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

本園においては、以下の保険に加入していただきます。

種類	対象者	保険の対象となる災害	保険料	保険会社
災害共済給付	園児	保育園管理下における災害かつ療養に要する費用が5,000円を超えるもの（負傷、疾病、障害、死亡）	医療費：医療総額から算出 傷害見舞金：等級による（82万～3,770万円） 死亡見舞金：2,800万円	日本スポーツ振興センター

１８　本園におけるその他の留意事項

禁　　煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動 政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

１９　その他

当該重要事項説明書に定めるものの他、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、別途当園が作成する「入園のご案内」において提示するものとします。

２０　保護者の負担

(1)保育料

・幼児教育無償化の制度により、3歳児以上児(ゆり組・きく組・すみれ組)は、**無償**となります。
・3歳未満児さんは、所得により保育料が決まります。
・毎月20日以内に市から本園に納付書が届きますので、各自で当月中に振り込んで下さい。
（保育料の納入期日が過ぎる時は、市役所にご相談下さい。）

※お近くの金融機関で口座振替ができます。申込みをされていると便利です。

(2)実費徴収

保育料のほかに、保護者にご負担いただくものとして以下のものがあります。

品　　目	金　　額	対　象　年　齢
制　　服	4，070円	3歳児以上
体　操　服(上下)	5，060円	3歳児以上
カラー帽子	570円	全　　員
ランドセル	3，600円	3歳児以上
ゴム印代(名前)	400円	全　　員
保険料(スポーツ振興会)	年250円	全　　員
お　米　代	1，000円	3歳児以上(希望者)
副　食　費	5，500円	3歳児以上

※上記の他、必要に応じて、別途徴収することがあります。

２１　守秘義務及び個人情報の取り扱いについて

保護者の皆様から得た情報は、「個人情報保護法」に従い厳重な管理の下、必要最小限に使用し目的外の使用は行いません。
また、各保護者へは必ず書面での説明を行います。